

# 第5章 障害福祉サービス

## 1. サービスの内容

障害福祉サービスには、自宅での生活の介護や、通所等による身体機能または生活機能の向上のための訓練など、障害支援の区分や本人の生活環境などに応じて様々なサービスを利用することができます。サービスには次のようなものがあります。

### 1. 障害者を対象としたサービス

サービスの種類		サービスの内容	
訪問系サービス	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排せつ、食事の介護、掃除など、自宅での生活全般にわたる支援を行います	介護給付
	同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供や移動の援護などの外出支援を行います	
	行動援護	知的障害または精神障害により、行動が困難で常に介護が必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行います	
	重度訪問介護	重度の肢体不自由、重度の知的障害もしくは精神障害により常に介護が必要な人に、自宅での介護から外出時の移動支援まで総合的に行います	
	重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする人のなかでも介護の必要性がととも高い人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します	
	就労定着支援	就労移行支援などの利用を経て一般企業等に就労した人に、就労に伴い生じる日常生活又は社会生活上の問題などに関する相談、助言等の支援を行います	訓練等給付
自立生活援助	障害者支援施設などから一人暮らしへの移行を希望する人に、居宅における自立した生活を営む上での問題などに関する相談、助言などの支援を行います		
日中活動系サービス	生活介護	常に介護を必要とする人に、おもに日中に障害者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事の介護や、創作的活動、生産活動の機会の提供などを行います	介護給付
	療養介護	病院などの施設で、おもに日中の機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助などを行います	
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護を行う人が病気の場合など、短期の入所による入浴、排せつ、食事の介護などを行います	
	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のための訓練を行います	訓練等給付

サービスの種類		サービスの内容	
日中活動系サービス	就労移行支援	就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などを行います	訓練等給付
	就労継続支援（A型＝雇用型、B型＝非雇用型）	一般企業等で雇用されることが困難な人に、働く場の提供や、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います	
居住系サービス	施設入所支援	常時介護を必要とする人に対して、夜間や休日の入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談および助言など、日常生活上の支援を行います	介護給付
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日において、共同生活を行う住居での相談や日常生活上の援助、入浴、排せつ、食事等の介護を行います	訓練等給付
相談支援	計画相談支援	障害福祉サービスなどを申請した利用者に対し、サービス等利用計画(案)の作成、サービス事業者などとの連絡調整や作成された計画が適切かどうかモニタリング（検証）し、見直しを行います	
	地域相談支援（地域移行支援）	施設に入所している障害者、精神科病院に入院している精神障害者、保護施設や更生施設等を退所する障害者に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などを行います	
	地域相談支援（地域定着支援）	居宅において単身などで生活する障害者に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態などへの相談・緊急訪問・緊急対応などを行います	

## 2. 障害児を対象としたサービス

サービスの種類		サービスの内容	
障害児通所支援	児童発達支援	障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います	
	医療型児童発達支援	障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援および治療を行います	
	放課後等デイサービス	学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のため訓練等を継続的に行います	
	保育所等訪問支援	保育所や幼稚園などを利用している障害児に対し、他の児童との関わりなど集団生活への適応のため専門的な支援が必要な場合に、専門支援員が施設に訪問し、障害児本人に対する支援、施設のスタッフに対する支援を行います	

サービスの種類		サービスの内容
通所支援 障害児	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等の状態にあり外出することが著しく困難な障害児に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います
障害児相談支援		障害児通所支援のサービスを利用する障害児に、障害児支援利用計画等の作成、サービス事業者等との連絡調整、作成された計画が適切かどうかモニタリング(検証)などを行います

### 3. 障害支援区分と利用できるサービス等

区分	障害福祉サービス		障害支援区分						
			非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
訪問系	居宅介護（ホームヘルプ）	介護給付		○	○	○	○	○	○
	同行援護<注1>	介護給付			○	○	○	○	○
	行動援護<注2>	介護給付				○	○	○	○
	重度訪問介護<注3>	介護給付					○	○	○
	重度障害者等包括支援<注4>	介護給付							○
日中活動系	生活介護	介護給付			■	○	○	○	○
	療養介護	介護給付						▲	●
	短期入所（ショートステイ）	介護給付		○	○	○	○	○	○
居住系	施設入所支援	介護給付				■	○	○	○
	共同生活援助（グループホーム）	訓練等給付	※訓練等給付サービスは、障害支援区分の結果に関わらず利用できません。						
訪問系	就労定着支援	訓練等給付							
	自立生活援助	訓練等給付							
日中活動系	自立訓練（機能訓練）	訓練等給付							
	自立訓練（生活訓練）	訓練等給付							
	就労移行支援	訓練等給付							

区分	障害福祉サービス		障害支援区分						
			非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
	就労継続支援A型	訓練等給付	※訓練等給付サービスは、障害支援区分の結果に関わらず利用できます。						
	就労継続支援B型	訓練等給付							
障害児通所支援	児童発達支援		※個別療育、集団療育を行う必要が認められる児童						
	医療型児童発達支援								
	放課後等デイサービス								
	保育所等訪問支援								
	居宅訪問型児童発達支援								

〈注1〉同行援護アセスメント票による調査を行います。ただし、身体介護を伴わない場合は、障害支援区分の認定は行わないものとします。

〈注2〉障害支援区分における認定調査項目のうち、行動関連項目の合計点が10点以上の方

〈注3〉二肢以上に麻痺があり、かつ認定調査項目の歩行・移乗・排尿・排便のいずれもが「できる」以外の方

〈注4〉重度訪問介護の対象者で、四肢すべてに麻痺があり、呼吸管理が必要な方、最重度知的障害がある方、または障害支援区分における認定調査項目のうち、行動関連項目等の合計点が8点以上の方

○：障害福祉サービスの利用が可能

■：50歳以上の方は利用可能

▲：筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者

●：気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方

《留意事項》

児童において居宅介護、短期入所の申請があった場合、障害の種類や程度の把握のために、障害のある児童の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分に基づく調査（5領域10項目の調査）を行った上で決定します。

※児童の居宅介護においては、障害支援区分の区分1以上に相当する心身の状態の方が対象です。

※児童の短期入所においては、5領域10項目の調査における区分1以上に該当される方が対象です。

## 2. サービスの利用

### 1. 対象者

- (1) 身体障害者手帳をお持ちの方
- (2) 療育手帳をお持ちの方

- (3) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方。または、同等の障害を有すると市が認めた方（自立支援医療（精神通院）受給者等）
- (4) 難病患者の方（障害者総合支援法に規定する、治療方法が確立していない疾病その他特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣の定める程度である方）

## 2. 申請手続き

- (1) 申請窓口 各総合支所市民サービス課 福祉係または市民福祉係
- (2) 必要な書類等
  - ・（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費）支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書
  - ・世帯状況、収入等申告書
  - ・市町村民税調査同意書または市町村民税課税・非課税証明書
  - ・各種障害者手帳等
  - ・印鑑（自筆による署名の場合は省略可）
  - ・個人番号が分かるもの（マイナンバーカード など）
  - ・本人確認ができるもの（運転免許証 など）

## 3. 利用者負担額

定率負担として利用サービス費用の1割と食費等の実費負担があります。定率負担分は世帯の所得水準等に応じて、利用者負担上限月額が次の表に掲げる4区分に設定されており、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

### (1) 所得を判断する際の世帯の範囲

種 別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 （施設に入所している18、19歳を除く）	本人とその配偶者
18歳未満の障害児 （施設に入所している18、19歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

### (2) 障害者の利用者負担

区 分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯(所得割16万円(注1)未満)	9,300円
	居宅で生活する障害者および20歳未満の施設入所者(所得割28万円(注2)未満)	
一般2	上記以外(注3)	37,200円

(注1) 収入が概ね600万円以下の世帯が対象になります。

(注2) 収入が概ね890万円以下の世帯が対象になります。

(注3) 入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合には「一般2」となります。

(3) 障害児の利用者負担

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯（所得割28万円(注)未満）	4,600円
	居宅で生活する障害児	
一般2	上記以外	37,200円

(注) 収入が概ね890万円以下の世帯が対象となります。

(4) 高額障害福祉サービス等給付費

利用者負担の合計額が一定の基準を超えた場合に、高額障害福祉サービス等給付費が支給され負担が軽減されます。

- ・障害福祉サービス等（補装具、障害児支援）を利用している方が複数いる世帯
- ・一人で障害サービス等（補装具、障害児支援）を併用している場合
- ・介護保険と障害福祉サービスを併用している場合
- ・65歳到達により障害福祉サービスから介護保険サービスに移行した方で、かつ、一定の要件を満たす場合

(5) 実費負担について

施設における食費や光熱水費の実費等について減免することができます。

- ・入所施設の実費負担減免  
低所得者などが、利用者負担額と実費負担額を支払っても、一定額が手元に残るよう補足給付を行います。
- ・共同生活援助（グループホーム）利用者への家賃助成  
利用者が負担する家賃を対象として、月額1万円を上限に補足給付を行います。



## 4. 利用までの流れ

